

令和元年第3回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和元年5月7日 開会

令和元年5月7日 閉会

新十津川町議会

令和元年第3回新十津川町議会臨時会

令和元年5月7日（火曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 仮議席の指定について
- 第2 選挙第1号 新十津川町議会の議長の選挙について

○議事日程（第1号の追加1）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 選挙第2号 新十津川町議会の副議長の選挙について
- 第4 議席の指定について
- 第5 選任第1号 常任委員の選任について
- 第6 選任第2号 議会運営委員の選任について
- 第7 選挙第3号 西空知広域水道企業団の議会の議員の選挙について
- 第8 選挙第4号 中空知広域市町村圏組合の議会の議員の選挙について
- 第9 選挙第5号 滝川地区広域消防事務組合の議会の議員の選挙について
- 第10 選挙第6号 石狩川流域下水道組合の議会の議員の選挙について
- 第11 選挙第7号 中空知衛生施設組合の議会の議員の選挙について
- 第12 選挙第8号 空知教育センター組合の議会の議員の選挙について
- 第13 選挙第9号 空知中部広域連合の議会の議員の選挙について
- 第14 選挙第10号 中・北空知廃棄物処理広域連合の議会の議員の選挙について
- 第15 議案第26号 新十津川町監査委員の選任について
- 第16 議案第27号 新十津川町監査委員の選任について
- 第17 議案第28号 新十津川町副町長の選任について
- 第18 議員の派遣について
- 第19 閉会中委員会所管事務調査申し出について

○出席議員（11名）

1番	井 向	一 徳 君	2番	村 井	利 行 君
3番	進 藤	久美子 君	4番	鈴 井	康 裕 君
5番	小 玉	博 崇 君	6番	杉 本	初 美 君
7番	西 内	陽 美 君	8番	長谷川	秀 樹 君
9番	長 名	實 君	10番	安 中	経 人 君
11番	笹 木	正 文 君			

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	平 田 智 子 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後 木 満 男 君
建設課長	谷 口 秀 樹 君
教育委員会事務局長	中 畑 晃 君
会計管理者	内 田 充 君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局副主幹	桃 井 隆 宏 君
----------	-----------

◎臨時議長の紹介

(10時00分)

○議会事務局副主幹（桃井隆宏君） 皆さん、おはようございます。議会事務局副主幹の桃井隆宏でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行なうこととなります。

したがいまして、出席議員の中で長名實議員が年長の議員でありますので、ご紹介をいたします。

それでは長名實議員、議長席へお着き願います。

○臨時議長（長名實君） ただ今紹介いただきました、長名實でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎町長「宣誓」

○臨時議長（長名實君） ここで、まちづくり基本条例第19条の規定により、町長より宣誓を行います。

町長登壇の上、宣誓願います。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） 皆さん、おはようございます。それでは宣誓をさせていただきます。

宣誓書。

私は、先人が開拓精神と団結の力で築き上げたまちの歴史や伝統、産業や文化を継承し、さらに発展させるため、主役である町民とその付託を受けた議会と行政が、まちづくりの将来像を共有し、それぞれの責任と役割の下、互いを尊重しながら力を合わせ、健康で心豊かに暮らせるまちづくりを創造するため、公正かつ誠実に職務を遂行することを誓います。

令和元年5月7日。新十津川町長、熊田義信。

◎議員、理事者、管理職の自己紹介

○臨時議長（長名實君） 次に、先例に従いまして、議員の自己紹介をいただきたいと思っております。自席において仮議席1番の方から、順次自己紹介をお願いいたします。

[仮議席1番から順に自己紹介]

○1番（進藤久美子君） 1番、日本共産党、進藤久美子でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○2番（小玉博崇君） 小玉博崇と申します。2期目になります。4年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 3番（鈴木康裕君） 鈴木康裕です。またよろしくお願ひします。
- 5番（笹木正文君） 笹木正文です。4期目を迎えます。またよろしくお願ひいたします。
- 6番（長谷川秀樹君） 長谷川秀樹でございます。5期目です。よろしくお願ひします。
- 7番（安中経人君） 安中経人でございます。3回目の議会という事で、初心に帰って一生懸命頑張ります。皆さんよろしくお願ひいたします。
- 8番（西内陽美君） 西内陽美でございます。3期目になります。4年間どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 9番（杉本初美君） 2期目の杉本初美でございます。4年間よろしくお願ひいたします。
- 10番（村井利行君） おはようございます。村井利行と申します。新人でございます。よろしくお願ひします。
- 11番（井向一徳君） 新人議員の井向一徳と申します。4年間よろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（長名實君） 議員の自己紹介が終わりましたので、引き続き、理事者、そして管理職と順を追って自己紹介をお願ひいたします。

〔町長から順に自己紹介〕

- 町長（熊田義信君） 2期目の町長の任を担わせていただくことになりました、町長の熊田義信と申します。任期中、大変お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 副町長（小林透君） 副町長の小林透と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 教育長（久保田純史君） おはようございます。教育長久保田純史と申します。2期目に入っております。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 総務課長（寺田佳正君） おはようございます。総務課長の寺田佳正と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 住民課長（平田智子君） おはようございます。住民課長の平田智子と申します。よろしくお願ひいたします。
- 産業振興課長兼農業委員会事務局長（後木満男君） おはようございます。産業振興課長かねて農業委員会事務局長の後木満男でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 教育委員会事務局長（中畑晃君） おはようございます。教育委員会事務局長の中畑晃でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 建設課長（谷口秀樹君） おはようございます。建設課長の谷口秀樹と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 会計管理者（内田充君） おはようございます。会計管理者の内田充と申します。どうぞよろしくお願ひします。
- 臨時議長（長名實君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 臨時議長のお許しをいただきましたので、選挙後、最初の町議会臨時会の開会に当りまして、一言ごあいさつ申し上げます。

まずをもちまして、議員の皆さま方には町議会議員選挙におきまして、町民の皆様方の絶大なるご支援とご期待を担われ、めでたくご当選をされましたこと、心からお慶びを申し上げますとともに、お祝いを申し上げますところであります。誠にめでたうございました。

不肖、私も、この度の町長選挙におきまして、町民の皆さまをはじめ、各方面からの温かいご支援とご厚情を賜り、無投票により引き続き2期目の町制を担わさせていただくことになりました。

改めてその責任の重さと、期待の大きさを痛感し、身の引き締まる思いであります。

私はこの度の立候補に当り、みんなの笑顔とまちの未来、咲かせます新時代をスローガンとして掲げさせていただきました。人口減少や少子高齢化への対策、時代のニーズに的確に対応する農業、商工業の振興、JR札沼線廃線後のまちづくり、森林資源の利活用、まちの魅力発信、自然の猛威に対する備えといった課題を解決するために、私は、この4年間、数多くのまちづくりの種をまいてまいりました。

この2期目を迎え、芽生えつつあるこの種をしっかりと強く育て、大きな花を咲かせる4年間にしなければならないと決意を新たにしたところであります。

もとより、浅学菲才ではありますが、与えられました任期、100余名の職員の先頭に立って令和という新しい時代に相応しいまちづくりのために、もっと前へ、もっと未来へと力強く前進させ、ひと、ゆめが輝くまちのために、新たな気持ち持って、町政の発展と町民福祉の向上に努めてまいります。

誠実にかつ誠心誠意創意と工夫を重ね、しっかりと取り組んでまいりたいと存じますので、何とぞ、議会議員の皆さま、町民の皆さま方の特段なるご理解とご支援を賜りますよう、よろしく願い申し上げます、甚だ簡単措辞ではありますが、選挙後初議会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いを申し上げます。

◎開会の宣告

○臨時議長（長名實君） ただ今から、令和元年第3回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（長名實君） ただ今出席している議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（長名實君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程に基づき、順を追って進めて参りますので、よろしく願いをいたします。

◎仮議席の指定

- 臨時議長（長名實君） 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただ今ご着席の議席といたします。

◎選挙第1号の上程、投票、当選の告知

- 臨時議長（長名實君） 日程第2、選挙第1号、新十津川町議会の議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場の出入口閉鎖〕

- 臨時議長（長名實君） ただ今の出席議員数は11名です。

次に、新十津川町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人を指名します。

立会人に、1番、進藤久美子君、9番、杉本初美君を指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 臨時議長（長名實君） 異議なしと認めます。

したがって、立会人に、1番、進藤久美子君、9番、杉本初美君を指名いたします。

これより投票用紙の配付をいたします。

〔投票用紙の配付〕

- 臨時議長（長名實君） 投票用紙の配付もれは、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 臨時議長（長名實君） 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

- 臨時議長（長名實君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

投票は、単記無記名です。

議会事務局副主幹が議席番号と氏名を呼び上げますので、議長席に向かって左から順次登壇し、投票用紙を投票箱に投函願います。

議会事務局副主幹。

- 議会事務局副主幹（桃井隆宏君） それでは投票をお願いいたします。

1番、進藤議員、2番、小玉議員、3番、鈴井議員、5番、笹木議員、6番、長谷川議員、7番、安中議員、8番、西内議員、9番、杉本議員、10番、村井議員、11番、井向議員、最後に長名臨時議長。

〔点呼により1番から順に投票〕

- 臨時議長（長名實君） 投票もれはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 臨時議長（長名實君） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1 番、進藤久美子君、9 番、杉本初美君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（長名實君） それでは選挙の結果を報告します。

投票総数11票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票11、無効投票ゼロです。有効投票のうち、笹木正文君9票、西内陽美君1票、長谷川秀樹君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票総数の4分の1以上で3票です。

したがって、笹木正文君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場出入口開錠〕

○臨時議長（長名實君） ただ今、議長に当選されました笹木正文君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました笹木正文君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔議長 笹木正文君登壇〕

○議長（笹木正文君） それでは、議長ということで、皆さまに信任をいただきました。一言ごあいさつを申し上げます。

この度、議員の皆さまの推薦、信任をいただきまして、議長という職責を与えていただきました。

大変光栄に思うと同時に、歴史ある本町の議会の重責を担う事に対して、大きな責任を感じている次第であります。

そんな私については元々浅学菲才の身であり、その器ではありませんけれども、皆さまの期待に添えるように職責を全うしたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

本町も例にもれず、少子高齢化が進み、今後の町のあり方や方向性などが何よりも重要な問題になってきます。そんな状況化のなかでも、現在本町に住む町民や今後も本町に住み続ける町民が、やはり新十津川に住んでいて良かったなど、そう思えるようなまちづくりを目指し、議員の皆さま、そして理事者の皆さま、職員の皆さまと一緒に、住み良い新十津川を作るために努力していきたいというふうに思っております。

今回の選挙は、議会議員も町長も無投票選挙というふうになり、町民に対しまして投票に対する選択権を与えることができずに終わってしまいました。

地方議会は、政治の教科書という言葉がありますがけれども、特に今回、18歳、19歳の方達が初めて一番身近な政治に触れる機会を無くしてしまったことは、本当に残念でなりません。

そういう意味からも新十津川町議会は、町民第一主義を掲げ、案件ごとに是々非々の判断を示し、より多くの町民に理解をいただいてまいりたいと思っておりますので、皆さまの今後のご協力をぜひともよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

以上、簡単ではございますけれども、皆さまにお礼とお願ひを申し上げまして就任のあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（長名實君） これで、臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

議長になられました笹木正文君、議長席にお着きを願います。
暫時休憩といたします。

（午前10時29分）

〔議長の入れ替わり〕
〔議事日程、議案の配付〕

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前10時31分）

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） それでは、お手元に配付してあります議事日程に基づき、議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、1番、進藤久美子君、2番、小玉博崇君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎選挙第2号の上程、投票、当選の告知

○議長（笹木正文君） 日程第3、選挙第2号、新十津川町議会の副議長の選挙を行います。

先例に従い、副議長選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場出入口閉鎖〕

○議長（笹木正文君） ただ今の出席議員数は11名です。

次に、会議規則第32条第2項の規定により、立会人を指名いたします。

お諮りいたします。

立会人に1番、進藤久美子君、9番、杉本初美君を指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、立会人に1番、進藤久美子君、9番、杉本初美君を指名いたします。
これより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（笹木正文君） 投票用紙の配付もれは、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（笹木正文君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

投票は、単記無記名です。

事務局副主幹が議席番号と氏名を呼び上げますので、先ほどと同じように議長席に向かって左から順番登壇して、投票用紙を投票箱に投函願います。

議会事務局副主幹。

○議会事務局副主幹（桃井隆宏君） それでは投票をお願いいたします。

1番、進藤議員、2番、小玉議員、3番、鈴井議員、4番、長名議員、6番、長谷川議員、7番、安中議員、8番、西内議員、9番、杉本議員、10番、村井議員、11番、井向議員、最後に笹木議長。

〔点呼により1番から順に投票〕

○議長（笹木正文君） 投票もれはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、進藤久美子君、9番、杉本初美君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（笹木正文君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票10票、無効投票1票。有効投票のうち、安中経人君7票、西内陽美君3票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票総数の4分の1以上で3票です。

したがって、安中経人君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場出入口開錠〕

○議長（笹木正文君） ただ今、副議長に当選されました安中経人君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました安中経人君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔副議長 安中経人君登壇〕

○副議長（安中経人君） ただ今、議長からお許しをいただきましたので、この度、初議会において新十津川町議会副議長の選挙において、多くの同僚議員の皆さまの信任を得まして、副議長に就任することになりました。誠にありがとうございます。

さて、私は、議会へ出て今回3期目という事で、都合12年間議場に出席することになります。

私は、3期目で当選した時に、多くの支持者の皆さんの前で、私の一つの誓いを言ったわけでございます。

まず、驕ることなかれ、初心に帰れという言葉を私の気持ちに命じて、慢心することなく向こう4年間、議会に一から考え直していきますと、私は誓いをしたところでございます。

そういうなかで、皆さんの支持を得まして副議長という事で、ただ今就任しました笹木議長の下で補佐をしながら、議会の円滑な運営、それから開かれた議会、そして委員会活動が活性化するように更に議会の改革をしていきたいと、そのための議長の私は補佐役として努めていきたいなど、努めて議会が風通しよく、円滑で常に前へいけるような姿に、そして新十津川町議会の顔として、代表として笹木議長の袖となり、足となりやっていきたいなど、このように思っております。

ともかく、我々の責任は、すべてが議長に収れんするわけでございます。そういうことのないように、私は皆さまと手を合わせ、それから議場の活性化のために頑張っていくなどこのように思います。

どうか行政の執行側の町長をはじめ理事者の皆さん、それから管理職、そして104名の職員の皆さま、どうかこの4年間おひきまわしをよろしくお願い申し上げまして、私の副議長就任のあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議席の指定

○議長（笹木正文君） 日程第4、議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することになっておりますが、先例により議長が11番、副議長が10番とし、当選期別にくじで定め、議席を指定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

このあと、休憩といたしますので、その間に議席の抽選を行います。

暫時休憩といたします。

(午前10時50分)

〔議席の抽選〕

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を開きます。

（午前10時54分）

○議長（笹木正文君） 抽選の結果を議会事務局副主幹に朗読させます。
議会事務局副主幹。

○議会事務局副主幹（桃井隆宏君） それでは、議席番号を申し上げます。
読み上げるのは、本議席です。

1番、井向一徳議員、2番、村井利行議員、3番、進藤久美子議員、4番、鈴井康裕議員、5番、小玉博崇議員、6番、杉本初美議員、7番、西内陽美議員、8番、長谷川秀樹議員、9番、長名實議員、10番、安中経人議員、11番、笹木正文議員、以上でございます。

○議長（笹木正文君） ただ今朗読したとおり、議席を指定いたします。
これより休憩を取りますので、その間に移動を願います。
それでは、11時10分まで休憩といたします。

（午前10時54分）

〔議席の移動〕

〔管理職退場〕

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時10分）

◎選任第1号の上程、選任

○議長（笹木正文君） 日程第5、選任第1号、常任委員の選任についてを議題といたします。

議会事務局副主幹から、提案理由並びに内容の説明をさせます。
議会事務局副主幹。

○議会事務局副主幹（桃井隆宏君） それでは選任第1号、常任委員の選任について、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

常任委員につきましては、新十津川町議会委員会条例第7条第2項の規定により会期の始めに選任することとしております。

また、常任委員会の名称及び委員定数は、同条例第2条の規定により、総務民生常任委員会6人、経済文教常任委員会5人、広報広聴常任委員会10人としており、任期は、同条例第3条第1項の規定により2年であります。

委員の選任につきましては、同条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、ここに提案した次第であります。

以上、提案理由並びに内容の説明を終ります。選任について、よろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

常任委員の選任方法について、お諮りいたします。

常任委員の選任は、先例に従い、各方面別に選考委員を選出し、常任委員の選任をすることとし、選考委員は、大和区、橋本区、みどり区、菊水区、青葉区方面から2名、中央

区、文京区、弥生区、花月区、総進区、徳富区方面から2名の計4名といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、大和区、橋本区、みどり区、菊水区、青葉区方面から2名、中央区、文京区、弥生区、花月区、総進区、徳富区方面から2名の計4名の選考委員を選出し、常任委員の選任をすることに決定をいたします。

それでは、選考委員の選出をしていただくまで、この場で暫時休憩といたします。

（午前11時12分）

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時14分）

○議長（笹木正文君） 選考委員の報告が参っておりますので、事務局副主幹から報告させます。

議会事務局副主幹。

○議会事務局副主幹（桃井隆宏君） それでは、選考委員のお名前を申し上げます。

大和区、橋本区、みどり区、菊水区、青葉区方面からは、鈴木議員、西内議員。中央区、文京区、弥生区、花月区、総進区、徳富区方面からは、小玉議員、安中議員。以上4名の方でございます。

○議長（笹木正文君） ただ今報告のありました4名の議員を選考委員に決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今選出されました方々を選考委員に決定させていただきます。

選考委員の方々には、各常任委員会委員の選任をお願いいたします。

休憩をいたしますので、その間に選任をいただきたいと思います。

11時25分まで休憩いたします。

（午前11時14分）

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時25分）

○議長（笹木正文君） 4名の選考委員に、常任委員の選任をお願いしていたところですが、選考委員代表の鈴木議員から、登壇の上、選考結果の報告を願います。

4番、鈴木康裕君。

〔4番 鈴木康裕君登壇〕

○4番（鈴木康裕君） それでは、私の方から発表させていただきます。

総務民生常任委員会委員には、村井議員、小玉議員、杉本議員、長名議員、安中副議長、笹木正文議長。以上であります。

続きまして、経済文教常任委員会委員につきましては、井向議員、進藤議員、私鈴木、

西内議員、長谷川議員。以上5名であります。

広報広聴常任委員会委員には、井向議員、村井議員、進藤議員、私鈴木、小玉議員、杉本議員、西内議員、長谷川議員、長名議員、安中副議長。以上10名であります。

以上、発表を終わります。

○議長（笹木正文君） ただ今、選考委員を代表し、鈴木議員から報告がございましたように、新十津川町議会委員会条例第7条第4項の規定により、総務民生常任委員会委員に、村井利行君、小玉博崇君、杉本初美君、長名實君、安中経人君、と、私笹木正文です。

経済文教常任委員会委員に、井向一徳君、進藤久美子君、鈴木康裕君、西内陽美君、長谷川秀樹君。

広報広聴常任委員会委員に、井向一徳君、村井利行君、進藤久美子君、鈴木康裕君、小玉博崇君、杉本初美君、西内陽美君、長谷川秀樹君、長名實君、安中経人君。

以上のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名いたしましたとおり、常任委員に選任することに決定をいたしました。

◎議長の常任委員会の辞任

○議長（笹木正文君） 今ほど私は、総務民生常任委員に選任されましたが、議長である私は、議会の先例に従い、総務民生常任委員を辞任したいと思います。

ここで、副議長と交代するため、この場で暫時休憩といたします。

（午前11時28分）

〔議長は、11番議席へ移動。副議長は、議長席に移動〕

○副議長（安中経人君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時29分）

○副議長（安中経人文君） 議長の総務民生常任委員の辞任についてお諮りいたしますが、この件につきましては、地方自治法第117条の規定により、笹木正文議長は除斥の対象となりますので、本件審査終了まで、退席を求めます。

〔議長、退席〕

○副議長（安中経人文君） お諮りいたします。

ただ今、総務民生常任委員に選任されました笹木正文議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を有していることなどを考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当でなく、また、行政実例においても、議長については、辞任が認められているところでもありますので、議長の総務民生常任委員の辞任について許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（安中経人君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務民生常任委員の辞任を許可することに決定しました。
笹木議長の入場を求めます。

〔議長 笹木正文君入場、11番議席に着席〕

○副議長（安中経人君） ただ今、議長の総務民生常任委員の辞任が許可されましたことを通知します。

この場で、議長と交代するため、暫時休憩といたします。

（午前11時31分）

〔副議長 安中経人君、10番議席へ移動〕

〔議長 笹木正文君、議長席に移動〕

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時32分）

○議長（笹木正文君） 各常任委員会で委員会を開催し、町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、常任委員長及び副委員長の互選をしていただきたいと存じます。

休憩をいたしますので、その間に、常任委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。
11時50分まで休憩といたします。

（午前11時32分）

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時50分）

○議長（笹木正文君） これから、諸般の報告をいたします。

休憩中に、各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。

総務民生常任委員会委員長に、小玉博崇君、副委員長に、村井利行君。

経済文教常任委員会委員長に、鈴木康裕君、副委員長に、井向一徳君。

広報広聴常任委員会委員長に、杉本初美君、副委員長に、進藤久美子君。

以上のおり互選された旨の報告がありました。

それではここで、13時まで休憩といたしたいと思います。

（午前11時54分）

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

◎選任第2号の上程、選任

○議長（笹木正文君） 日程第6、選任第2号、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

事務局副主幹から、提案理由並びに内容の説明をさせます。

議会事務局副主幹。

○議会事務局副主幹（桃井隆宏君） 選任第2号、議会運営委員の選任についての提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

議会運営委員は、新十津川町議会委員会条例第7条第2項の規定により、会期の始めに選任するものとしております。

また、議会運営委員の定数は、同条例第4条の2第2項の規定により4人、任期は同条例第4条の2第3項の規定により2年となっております。

委員の選任については、常任委員同様、同条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、ここに提案した次第であります。

以上、提案理由並びに内容の説明を終わります。選任についてよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、先例により、総務民生常任委員会及び経済文教常任委員会からそれぞれ2名を選任し、議会運営委員会を構成するとの申し合わせであります。そのようにすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、総務民生常任委員会及び経済文教常任委員会からそれぞれ2名を選任するという事に決定をいたします。

次に、選任方法について、お諮りをいたします。

先例により、総務民生常任委員会及び経済文教常任委員会から2名ずつ選考委員を選出し、議会運営委員の選任をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から2名ずつ選考委員を選出し、議会運営委員の選任することに、決定いたします。

選考委員の選任をいただくまで、この場で暫時休憩といたします。

（午後1時02分）

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時03分）

○議長（笹木正文君） 選考委員の報告が参っておりますので、事務局副主幹から報告させます。

議会事務局副主幹。

○議会事務局副主幹（桃井隆宏君） それでは、選考委員のお名前を申し上げます。

総務民生常任委員会からは、小玉議員、杉本議員。

経済文教常任委員会からは、鈴井議員、進藤議員。以上の4名でございます。

○議長（笹木正文君） ただ今報告がありました、4名の議員を選考委員に決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今選出されました方々を選考委員に決定させていただきます。
選考委員の方々には、議会運営委員の選任をお願いいたします。
休憩をいたしますので、その間に選任をいただきたいと思ひます。
それでは、1時15分まで休憩いたします。

（午後1時04分）

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時09分）

○議長（笹木正文君） 4名の選考委員の方々に、議会運営委員の選任をお願いしていたところではありますが、選考委員代表の小玉議員から選考結果の報告を願ひます。
5番、小玉博崇君。

〔5番 小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） それでは、私の方から議会運営委員の選考結果を発表させていただきます。

議会運営委員には、総務民生常任委員会、経済文教常任委員会の各委員長。鈴井議員、私小玉に加えまして、西内議員、村井議員、この4名の方にお願ひしたいと思ひますので、ご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（笹木正文君） ただ今、選考委員を代表し小玉議員から報告がございましたように、新十津川町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議会運営委員には、村井利行君、小玉博崇君、鈴井康裕君、西内陽美君。以上4名を指名したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名いたしましたとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

引き続き、議会運営委員会を開催し、町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、議会運営委員長及び副委員長の互選をしていただきたいと存じます。

休憩をいたしますので、その間に委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。
13時20分まで休憩いたします。

（午後1時12分）

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時18分）

○議長（笹木正文君） これから、諸般の報告をいたします。

休憩中に、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

議会運営委員長に、西内陽美君、副委員長に、村井利行君。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

なお、先ほどの議会運営委員会で、西内委員長から、議長事故あるときは、副議長が議長の職務を務めることになることから、議会運営委員会の審議状況等の内容を承知し、円滑な議会運営を行うためにも、先例により、副議長を当委員会に委員外議員として出席を求めることといたしたい旨の報告がありましたので、議員各位には、このことにご理解を賜りますようお願いいたします。

議会運営委員会で、本日の議事運営について協議する必要があるため、13時35分まで休憩をいたします。

(午後1時19分)

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後1時30分)

◎議事日程の変更

○議長（笹木正文君） 議事日程の変更がありますので、内容の説明を事務局副主幹よりさせます。

議会事務局副主幹。

○議会事務局副主幹（桃井隆宏君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。

お手元の議事日程表をご覧くださいと思います。

日程第19を、日程第20とし、日程第15から日程第18までを一つずつ繰り下げます。その後、日程第14の次に日程第15として、発議第3号、元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、後ほど議案はお配りいたしますが、発議第3号、元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定についてを追加していただきまして、ご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

次に上程されます、日程第7から日程第14までの議件につきましては、協議の必要もございませんので、13時40分まで休憩といたします。

(午後1時33分)

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後1時40分)

◎選挙第3号の上程、推薦、当選の告知

○議長（笹木正文君） 日程第7、選挙第3号、西空知広域水道企業団の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

西空知広域水道企業団規約第5条の規定により、企業団議員は、構成町の議会議員のうちから当該町議会で選挙された者を充てるとされ、本町からは2名を選挙することとなっております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

西空知広域水道企業団議会議員に、1番、井向一徳君。4番、鈴木康裕君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名をいたしました2名を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名いたしました1番、井向一徳君。4番、鈴木康裕君が、西空知広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただ今当選された1番、井向一徳君。4番、鈴木康裕君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第4号の上程、推薦、当選の告知

○議長（笹木正文君） 日程第8、選挙第4号、中空知広域市町村圏組合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

中空知広域市町村圏組規約第5条第2項の規定により、組合議員は、関係市町議会の議長及び関係市町議会の議員のうちから当該市町の議会で選挙した者1人とするとなっております。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に、10番、安中経人君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名をいたしました安中経人君を当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名をいたしました10番、安中経人君が中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただ今当選されました10番、安中経人君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第5号の上程、推薦、当選の告知

○議長（笹木正文君） 日程第9、選挙第5号、滝川地区広域消防事務組合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

滝川地区広域消防事務組規約第5条の規定により、関係市町議会の議員のうちから選挙し、本町からは2名を選出することとなっております。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

滝川地区広域消防事務組合議会議員に、2番、村井利行君。8番、長谷川秀樹君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名をいたしました2名を当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名しました2番、村井利行君。8番、長谷川秀樹君が滝川地区広域消防事務組合議会議員に当選されました。

ただ今当選された2番、村井利行君。8番、長谷川秀樹君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第6号の上程、推薦、当選の告知

○議長（笹木正文君） 日程第10、選挙第6号、石狩川流域下水道組合の議会の議員の選

挙についてを議題といたします。

石狩川流域下水道組合規約第5条第2項の規定により、組合議員は、関係市町の長及び関係市町の議会において、当該議会の議員のうちから選挙された者となっており、組合議員の定数から町長分を減じた1名を選出することになっております。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

指名方法につきまして、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に、11番、私、笹木正文を指名をいたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名をいたしました者を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名いたしました11番、笹木正文が石狩川流域下水道組合議会議員に当選いたしました。

◎選挙第7号の上程、推薦、当選の告知

○議長（笹木正文君） 日程第11、選挙第7号、中空知衛生施設組合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

中空知衛生施設組合規約第5条第1項及び第2項の規定により、組合市町の議会の議員のうちから組合市町の議会において選挙された者をもって充てるとされ、組合議員の定数から町長分を減じた2名を選出することとなっております。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

中空知衛生施設組合議会議員に、3番、進藤久美子君。5番、小玉博崇君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名をいたしました2名を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名しました3番、進藤久美子君。5番、小玉博崇君が中空知衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただ今当選されました3番、進藤久美子君。5番、小玉博崇君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第8号の上程、推薦、当選の告知

○議長（笹木正文君） 日程第12、選挙第8号、空知教育センター組合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

空知教育センター組合規約第6条の規定により、組合市町の議会議員のうちから当該市町の議会で選挙された者をもって充てるとなっております。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

空知教育センター組合議会議員に、7番、西内陽美君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名をいたしました西内陽美君を、当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名をいたしました7番、西内陽美君が空知教育センター組合議会議員に当選されました。

ただ今当選されました7番、西内陽美君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第9号の上程、推薦、当選の告知

○議長（笹木正文君） 日程第13、選挙第9号、空知中部広域連合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

空知中部広域連合規約第8条第1項及び第2項の規定により、関係市町の議会の議員のうちから、関係市町の議会において選挙するとなっており、選挙すべき定数は2名となっております。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

空知中部広域連合議会議員に6番、杉本初美君。11番、私笹木正文を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名をいたしました2名を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名しました6番、杉本初美君。11番、笹木正文が、空知中部広域連合議会議員に当選されました。

ただ今当選された6番、杉本初美君、並びに11番、笹木正文に対して、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第10号の上程、推薦、当選の告知

○議長（笹木正文君） 日程第14、選挙第10号、中・北空知廃棄物処理広域連合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

中・北空知廃棄物処理広域連合規約第8条第1項及び第2項の規定により、関係市町の議会の議員のうちから、関係市町の議会において選挙するとなっており、選挙すべき定数は1名となっております。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に9番、長名實君を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただ今、議長が指名をいたしました9番、長名實君を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名しました9番、長名實君が、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただ今当選された9番、長名實君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第15、発議第3号、元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

7番、西内陽美君。

〔7番 西内陽美君登壇〕

○7番（西内陽美君） 今ほど上程されました発議第3号、元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、提案理由並びに内容の説明をいたします。提出者、賛成者につきましては記載のとおりであります。

新十津川町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記の議案を提出をいたします。

1枚おめくり下さい。

提案理由であります。元号を改める政令の施行に伴い、所要の改正をする必要があるため、元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理について議決を求めるものであります。

内容であります。

第1条、新十津川町議会会議規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則中、平成31年5月1日を令和元年5月1日に改める。

第2条、新十津川町議会傍聴規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則中、平成31年5月1日を令和元年5月1日に改める。

なお、附則として、この規則は、公布の日から施行する。

以上、発議第3号、元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、提案理由並びに内容の説明といたします。

議員各位のご賛同をいただきたく、よろしくお願いいたします。

○議長（笹木正文君） 以上で、発議第3号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、原案通り可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

〔議案配付〕

〔管理職入場〕

(午後2時05分)

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後2時07分)

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第16、議案第26号、新十津川町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第26号、新十津川町監査委員の選任について。

新十津川町監査委員に次の者を選任したいので、同意を求めるものでございます。

提案理由でございます。地方自治法第196条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央86番地78。

氏名、岩井良道。昭和26年11月28日生まれ。67歳であります。

内容の説明を加えさせていただきます。

岩井良道氏につきましては、昭和45年新十津川町役場にご奉職以来、平成24年3月までの42年間行政事務を携わり、その内、平成18年4月から平成24年3月までは、建設課長の要職に就かれるなど、常に公平かつ公正で、合理的かつ効率的な運営をしてきた豊富な行政経験、実績があり、地方自治体の財務管理、事業の経営管理など町政全般を熟知されております。

加えて、人格高潔で識見が高い方でございますので、この度、監査委員に選任いたしたくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上を申し上げ、提案理由及び内容の説明といたします。

○議長（笹木正文君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（笹木正文君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第26号、新十津川町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

(午後2時11分)

〔岩井監査委員入場〕

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後2時11分)

○議長（笹木正文君） ただ今、監査委員に選任されました岩井良道氏が議場に入場され、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

それでは岩井良道君、登壇の上、発言を願います。

〔監査委員 岩井良道君登壇〕

○監査委員（岩井良道君） 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今、監査委員の選任にあたりまして、議員各位のご同意をいただき、非常に身の引き締まる思いを致してございます。

地方自治における監査の重要性を十分認識し、誠実、公正に職責を果たしてまいりたいと考えておりますので、皆さま方のご指導をお願い申し上げます、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、岩井良道君の発言を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

〔岩井監査委員退場〕

〔議案配付〕

（午後 2 時13分）

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 2 時14分）

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第17、議案第27号、新十津川町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第27号、新十津川町監査委員の選任について。

新十津川町監査委員に次の者を選任したいので、同意を求めます。

提案理由でございます。地方自治法第196条第1項の規定により、同意を求めます。

内容の説明を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央30番地 8。

氏名、奥芝理朗。昭和29年 6 月15日生まれ。64歳であります。

奥芝理郎氏につきましては、昭和54年から平成26年まで、大手民間企業に勤められ、平成9年から退職される平成26年までの17年間、課長職等の重責を担われており、民間で培った財務管理及び経営管理に関する高い識見を行政経営に活かしていただけるものと確信をしております。

このことから、この度、監査委員に選任をいたしたく、ご同意賜りたくお願いを申し上げます。

以上を申し上げ、提案理由並びに内容の説明といたします。

○議長（笹木正文君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第27号を採決いたします。
この採決は、起立により行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（笹木正文君） 着席ください。
起立多数です。

したがって、議案第27号、新十津川町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

（午後2時17分）

〔奥芝監査委員入場〕

-
- 議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後2時17分）

- 議長（笹木正文君） ただ今、監査委員に選任されました奥芝理郎氏が議場に入場され、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

それでは奥芝理郎君、登壇の上、発言を願います。

〔監査委員 奥芝理郎君登壇〕

- 監査委員（奥芝理郎君） 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

先ほど、議員各位に監査委員の就任のご同意をいただき、身に余る光栄でございます。

地方自治における監査の重要性を踏まえ、今後、微力ではございますが、議員各位並びに関係各位のご指導をいただきながら、誠実、公正に職務を遂行してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（笹木正文君） 以上で、奥芝理郎君の発言を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

〔奥芝監査委員退場〕

〔議案配付〕

[小林副町長退席]

(午後 2 時19分)

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後 2 時20分)

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第18、議案第28号、新十津川町副町長の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第28号、新十津川町副町長の選任について。

新十津川町副町長に次の者を選任したいので、同意を求める。

提案理由でございます。地方自治法第162条の規定により、同意を求めるものでございます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央328番地11。

氏名、小林透。昭和34年10月16日生まれ。

小林氏は、平成27年に副町長に就任をしていただいております。今更、私から申し上げるまでもございませんが、小林氏は卓越した識見と円満なる人格、そして情熱を持って本町の反映と発展のためにご尽力を願っております。

そして、私をしっかり支え、職員をまとめていただいております。

よって、引き続き、副町長に選任いたしたく同意を求めるものでございます。

以上を申し上げ、提案理由と内容の説明といたします。ご同意のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（笹木正文君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第28号、新十津川町副町長の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

暫時休憩といたします。

〔小林透副町長入場〕

（午後2時23分）

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後2時24分）

○議長（笹木正文君） ここで、ただ今選任されました小林透副町長から、発言を求められておりますので、これを許します。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） 議長のお許しをいただきましたので、お礼とごあいさつを申し上げます。

ただ今、私の副町長の再任にあたりましてご同意をいただき、誠にありがとうございます。改めて身の引き締まる思いを致すところでございます。

これまでの4年間を振り返りますと、わが身の能力不足、非力さをつくづく感じてきたところでございまして、反省すべきところは多々あったというふうに考えてございます。

しかし、町長、議員の皆さま、他関係各位のご指導、ご助力によりまして、何とか無我夢中で駆け抜けてまいった4年間であったというふうに考えてございます。

そんななかにおいてでございますけれども、常に前向きに、そして積極的にという私の基本姿勢、これは崩すことなく努めてきたというふうに考えてございます。

そして今、再任のご同意をいただきましたからには、より一層自己研鑽に励んでまいりますとともに、我が町が持続的に自立して生きていくため、熊田町長の方針の下、皆さまのご協力とご支援をいただきながら、職員とともに新十津川町発展のために粉骨砕身努めてまいる所存でございます。

どうぞこれまで以上のご指導、ご鞭撻、叱咤激励をいただきますようお願い申し上げ、再任にあたってのお礼のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎議員の派遣について

○議長（笹木正文君） 日程第19、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局副主幹より、内容の説明をさせます。

議会事務局副主幹。

○議会事務局副主幹（桃井隆宏君） それでは、議員の派遣についてご説明申し上げます。

お手元に議員の派遣についての資料がいつてるかと思ひます。そちらの説明をさせていただきます。

北海道町村議会、議長会主催の議員研修会への派遣であります。日程は6月25日、場所は札幌市であります。派遣議員は、全議員でございます。経費につきましては、概算で7万6千円です。

以上、議員の派遣についての内容説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（笹木正文君） ただ今、議会事務局副主幹より説明のあつたとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがつて、新十津川町議会会議規則第129条の規定により派遣することに決定いたしました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（笹木正文君） 日程第20、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題いたします。

本件については、皆様のお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会並びに議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございまして、これを許可することにいたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがつて、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、今臨時会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 会議を閉じます。

令和元年第3回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後2時29分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

副 議 長

臨 時 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員